農業資材審議会第4回種苗分科会

農林水産省生産局

農業資材審議会第4回種苗分科会

日時:平成16年11月18日(木)

会場:三番町共用会議所大会議室

時間:14:00~15:55

議事次第

- 1. 開 会
- 2. 挨 拶
- 3. 議事
- (1) 諮問事項説明
- (2)審議
- (3) その他
- 4. 閉 会

午後 2時00分 開会

○種苗課長 それでは定刻になりましたので、まだお1人、山岸委員が 20 分ほど遅れてこられるというご連絡をいただいておりますので、ただいまから農業資材審議会種苗分科会を開催させていただきます。

私、種苗課長の寺沢でございます。よろしくお願いいたします。

本日は大変ご多忙のところご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

議事に入りますまでの間、私の方で進行を務めさせていただきます。

なお、本日の会議は、この分科会、それからそれに引き続きまして懇談会を開催いたしまして、概ね 16 時ごろまでを予定いたしております。

現在、種苗分科会の定数 20 名のところ、本日は今現在で 18 名、後ほど山岸委員がお見 えになりますと 19 名ということで、農業資材審議会令第7条第1項の規定によりまして、 本分科会が成立しているということをご報告申し上げます。

なお、本日は鬼頭委員が所用によりご欠席というご連絡をいただいております。

また、本日の分科会につきましては、議事及び議事録を公開させていただきますので、 その旨ご了承願います。

それでは、会議を始めるに当たりまして、農林水産省を代表いたしまして染審議官から 一言ご挨拶申し上げます。

○染審議官 司会から紹介がございました農林水産省の審議官の染でございます。

委員の皆様におかれましては、本日は大変ご多忙中にもかかわらず、この農業資材審議会種苗分科会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃より農政の推進に格別のご理解とご協力をいただいておりますことを厚く御礼を申し上げたいと思います。

さて、この分科会、前回開かれましたのは今年の4月だと思いますが、そのときも申し上げたと思いますが、現在、農林水産省におきましては農業をめぐる情勢の変化に対応するために、平成12年に閣議決定されました食料・農業・農村基本計画の見直しを進めているところでございます。来年3月を目途に新たな基本計画を策定するということで、現在、食料・農業・農村審議会の企画部会において、精力的な検討が進められておるところでございます。

この8月には中間論点整理が取りまとめられておりますが、その中では、まず1つは、意欲ある担い手の経営を支援するような品目横断的な経営支援対策を確立すること、2つ目は、望ましい土地利用を確立するための担い手・農地制度の見直しであります。さらに3点目は、農地、水などの地域資源の保全の問題と、いわゆる環境保全型農業の推進、このへんについて取りまとめられたところでございます。これが重点事項ということで、8月ぐらいまで重点的な検討が行われ、またこの秋にも継続した検討が行われているところでございます。

それと併せまして、この秋口に入りましてからは、色々と世間でも関心の高い食料自給率の問題であるとか、あるいは我が国農業の競争力を強化するための生産対策の問題、あるいは技術開発の問題、さらには農村振興の問題等が議論されつつあるところでございます。そういう中で、特にこれからの生産対策の問題あるいは農業技術の開発の問題の中におきましては、やはり農林水産業分野におきます大変重要な知的財産でありますこの新品種保護の問題について、その重要性について、あるいはその強化につきまして、色々議論がなされているところでございます。

また、この食料・農業・農村基本計画の審議と並行いたしまして、生産局におきまして も、この4月から、ここの分科会のメンバーの方にも何人かお入りいた だきまして、植物 新品種の保護に関する研究会を開催しております。ここでは、経済のグローバル化が進展 する中で、今後、植物新品種の保護をいかに強化して いくのかという観点からのご議論を いただいているところでございます。

農林水産省といたしましては、食料・農業・農村基本計画あるいは植物新品種保護に関する研究会の方向づけを踏まえながら、種苗行政につきまして、より一層強化を図ってまいりたいというふうに考えておる次第でございます。そういう意味で、皆様方のご協力もお願いしたいと考える次第でございます。

さて、本日の分科会でございますが、この分科会は新品種保護制度の運用に当たりましての最も基本的な事項をご審議いただくという会合でございます。本日 は9月に政令改正をいたしまして、新たに10種類のきのこを種苗法に基づく新品種保護制度の対象として追

加したところでありますので、これらのきのこの品 種登録に必要な重要な形質について、ご審議をいただきたいというふうに考えておる次第でございます。

大変短い時間でございますが、委員の皆様方からはどうか忌憚のないご意見をちょうだいたしますようお願いしまして、簡単でございますが、挨拶とさせていただきます。

本日はよろしくお願いします。

○種苗課長 それでは、あらかじめお手元に配付してございます資料の確認をお願いしたいと思います。

まず、配付資料一覧というのが次にあると思います。さらに議事次第でございます。その後に委員及び臨時委員の名簿がございます。それから次に、資料1と いたしまして農林 水産省告示の一部改正について、これも1枚紙がございます。資料2といたしまして、諮問書の写しでございます。資料3といたしまして、農 林水産植物の重要な形質の変更について、それから参考としまして、カラーコピーできのこの写真が入っているものがついていると思います。そして、資料4と いたしまして、本日ご審議いただいた結果を踏まえての答申の案でございます。あとは参考資料としまして、関係法令集でございます。それと、この審議会後、引き続き開催されます分科会の懇談会資料という厚い資料一式でございます。もし不備等がございましたらお申しつけいただければと思います。

よろしゅうございますでしょうか。

それでは、審議に入っていただく前に、ただ今、審議官から申し上げましたように、前回の種苗分科会をこの春に開催いたしました。そこで花粉をつくらない スギ等の品種の登録に対応するための重要な形質の指定というのをご審議いただいたわけでございますが、別紙資料の中につけてございますとおり、この審議事 項にかかわります告示の改正が行われておりますのでこれもあわせてご報告したいと思います。

それでは、これからは土肥分科会長に議事進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○分科会会長 それでは、早速でございますけれども、議事に入ります。

本審議会への諮問事項である農林水産植物の重要な形質の指定について、事務局から説明をお願いいたします。

審査室長 種苗課審査室長の永田でございます。ご説明をさせていただきます。

資料3をお開きいただきたいと思います。併せまして、きのこについてご説明しますので、参考の写真を横に置きながら見ていただければというふうに思います。

まず、資料の3でございます。「農林水産植物の重要な形質の変更について」ということで、1枚めくっていただきますと、「種苗法施行令の一部を改正する 政令について」という紙がございます。我が国で栽培実績があり、その新品種の開発によって今後も生産の拡大が期待されるきのこ 10 種類でございますが、こ れを品種登録の対象となる農林水産植物として追加する内容の政令が9月3日に閣議決定され、9月8日に公布・施行されました。

改正の趣旨なり概要でございますが、種苗法では、ご案内のとおり品種登録の対象となる植物につきましては、基本的に全植物を対象とすることとしておりま して、種子植物、しだ類、せんたい類、コケですね、それから多細胞の藻類、これは海草、ノリが該当しますけれどもこれらの植物はすべてが対象となっており ますが、それ以外の植物、微生物につきましては、外縁部を明確にするために、政令で一つ一つ定めるものに限って品種登録の対象としております。

微生物のうち、現時点でこの農林水産物の生産のために栽培がなされ、かつ育種がなされる可能性があるもの、これはきのこ類のみでございますので、これまでは政令できのこ22種類を指定してございました。これは一番下の参考のところに書いてあります22種類のきのこでございます。

近年、消費者ニーズの多様化あるいは栽培技術の進展等がございまして、これまで栽培されてなかったような多種多様なきのこの栽培品種開発が行われるようになってきております。それで、我が国で栽培実績があり、かつ、その新品種の開発によりまして今後の生産の拡大が期待されるきのこ、次に掲げてあります、きぬがさたけ、こむらさきしめじ、たまちょれいたけ、とんびまいたけ、におうしめじ、はなびらたけ、ぶなはりたけ、ほんしめじ、まんねんたけ、むらさきしめじ、この 10 種類を品種登録の対象となる農林水産植物として追加をするという趣旨の政令が施行されております。

2頁目をお願いしたいと思います。

今回、政令で追加されましたきのこについて、初めてご覧になる方、お聞きになる方も おられるかと思いますので、まずどんなきのこかということを概略をご説明したいと思い ます。

写真を横に置きながら見ていただければと思いますが、最初にきぬがさたけでございますがスッポンタケ科キヌガサタケ属のきのこでございます。主に竹林に生えてるきのこでございまして、梅雨時と秋の2回発生するということです。写真を見ていただきますと、左の方に丸い卵みたいなものがありますけれども、幼 菌というのがございまして、これは白から薄紫赤色の卵型でございます。大きさは3cm~4cm。これがぱかっと割れて、きれいなきのこが発生するということでございます。傘の表面はもともとは白い色なんですが、ここには暗緑色の粘液化したグレバという、これは有性胞子をつくる組織やその付近の関係組織をひっくるめた部分を総称してグレバというそうです。この暗緑色の粘液化したグレバ、これは大変悪臭のある臭いものでございますが、そこに虫が寄ってきて胞子を運ぶというような、そういう機能を有するものだそうです。このグレバをつけて、端頂はもともとは白色で環状で穴があいているということです。この柄部、この部分は白い色の円筒形でございまして、中は空洞でございます。大体10cm~15cm ぐらいの大きさ。表面には多数の小さな穴があいております。この網の部分、これは菌網、マントと申しますけれども、これは白い色の繊細な網目状のものでございまして、網目は円形または楕円形というふうにされております。主として中華料理の高級食材として珍重されているということで

ございます。お回ししますので、ちょっと見ていただけたらと思います。

続きまして、2番目のこむらさきしめじでございます。これは畑や草地に発生するきのこで、主として夏から秋にかけて発生するということだそうです。名前の示すとおり薄い紫色を帯びておりまして、傘の径は $4\,\mathrm{cm}\sim5\,\mathrm{cm}$ 、まんじゅう形から平らに開くものでございます。

菌柄は長さ3cm~8cm ぐらいで、中は中実で詰まっております。肉質は大変しっかりしておりまして、この紫色の色を生かす食材として、洋食等に利用される、うま味もあるきのこだそうです。後でご説明しますむらさきしめじに比べますとやや小型ではありますけれども、柄は比較的長いという特徴を有しております。

続きまして、たまちょれいたけでございます。これは主として広葉樹林の地上に生えるきのこでございます。実物と写真とはかなり違っておりますし、栽培されるものと実際に生えているものとはかなり違っており、傘はほぼ円形でございます。扁平で浅いじょうごのような形をしているきのこでございまして、径は $5\,\mathrm{cm}\sim10\,\mathrm{cm}$ ぐらい、色は白でしなやかな肉質です。表面は黄茶色で色の濃い鱗皮、うろこ状の鱗皮というのをつけているのが特徴でございます。管孔は、この胞子の出る穴ですね、管孔は長さ $1\,\mathrm{mm}\sim3\,\mathrm{mm}$ ぐらいで、孔口は初め円形、後にやや崩れて角張るそうです。柄の長さは、 $5\,\mathrm{cm}$ 程度でございまして、中実、中身は詰まっているということです。これもくせがないために多くの料理に適しているきのこでございます。

続きまして、とんびまいたけでございます。これはブナの大木の根元に生えているきのこでございまして、夏に生えるきのこという関係で、きょうは現物がご ざいません。これは、とんびが羽を広げたような形をしているということでとんびまいたけという名前がついております。子実体は太くて短い柄または根元から 多数の大形の傘を上下左右に重ね合って張り出します。全体の直径は 30cm 以上という非常に大きなきのこでございます。個々の傘はやや扇形ですけれども波 形に屈曲し、幅が 5 cm~20cm、柔軟ですけれども強靭な肉質。表面はトビ茶色から濃い茶褐色、放射状に走る繊維紋としわを帯び、同心的な環紋を持って いるというのが、特徴でございます。ほとんど平滑ですが、微細な粒状の毛を帯びることもございます。揚げ物や炒め物が好まれますけれども、硬くなったもの は煎じてお茶としても飲まれるというものだそうでございます。

続きまして、におうしめじでございます。これは畑や道端に生えるものですが、南方系のきのこでございまして、非常に大型のきのこ、におうというのは大き いということでついている名前でございまして、非常に大型のきのこで、傘の径は 20cm 以上に達することもあるというものでございます。これも夏のきのこ でございますので、現物はきょう準備できておりませんがまんじゅう形から平らに開きまして、さらに多少中央部がくぼむというものでございます。表面はほと んど平滑で、ベージュ色から象牙色ということです。大きい割には中は緻密なきのこで、色は白いです。柄は 10cm 以上になりまして、下に向かってやや太ま る。表面は繊維状、傘と同じ色で、中実であります。味に癖がなくて、和洋中す

べての料理に適するというものでございます。

6番目がはなびらたけでございます。これはご覧のように花が咲いたように花びらの形をしているということではなびらたけという名前になっております。これはちょっと他のきのこと違っておりまして、菌さん、いわゆる傘の部分がないきのこでございます。子実体は、柄はありますが、柄は繰り返して枝を分けると、柄からまた枝が出るというところが特徴でございます。枝は平たくなりまして、波形にうねりくねった花弁状、全体はハボタン状になっている。色は淡黄色から白色、株の大きさは10~30cm余りに達します。花弁状の各片というのは厚さ1mm程度でございまして、柔軟ですけれども大変丈夫で歯切れがいいきのこということで、食感がいいために和洋中の料理に適しているきのこでございます。これは針葉樹の立木の根元や切り株に生えるきのこだそうでございます。

続きまして、写真は次の頁になりますが、ぶなはりたけでございます。これは名前が示すとおりブナの枯れ木の幹等に生えておりまして、針を持っているのが 特徴です。傘は扇形からへら形で基部が狭まっております。多数重なって生えておりまして、大きさは3cm~10cm 程度でございます。表面は無毛平滑で白 から淡黄色、縁は薄くて全縁または多少歯が出ているというような格好になっております。肉は白で、厚さが2~5 mm、多湿で柔軟な肉質ですが、乾くとやや 強靭になると。この子実層たく、胞子を出す裏側の部分ですけれども、これがハリタケ型、針状になっているというのが大きな特徴でございまして、針が鋭くと がっておりまして、長さ3 mm~10mm でございます。無数の針が数が垂れ下がるということで特徴がございます。生あるいは塩蔵品にして各種の料理に使わ れるというふうに伺っております。

それから8番目、ほんしめじでございます。これは「香りマツタケ味シメジ」と言われるように大変味のよいきのこでございます。コナラ林などに生えるというものだそうです。10月の中旬ごろに生えるきのこというふうに伺っております。傘は2cm~8cm、初めは半球形でまんじゅう形、後に開いて平らになるというものです。表面は初めは暗色で、次第にねずみ色から淡灰褐色になります。肉は白、緻密です。柄は長さ3cm~8cmで白、通常下の方は徳利状に膨らむという特徴です。申し上げましたように、古くから「香りマツタケ味シメジ」と言われ、おいしいきのこの代表とされてきております。

それから9番目は、まんねんたけでございます。これは霊芝とも言われるきのこでございます。傘は典型的には腎臓形、しばしば円形になります。大きさは 10cm~15cm、扁平または少し丘状に湾曲します。表面は顕著な環溝を持っております。時に放射状の細かいしわをあらわすこともあります。色は、生育 初期は卵黄白色ですけれども、次第に黄褐色から赤褐色、次第に黒くなって黒褐色になる。全体にニス状の被覆物を分泌して漆状の光沢をあらわすようになります。そういう意味で床の間に飾る置物なんかにも利用されているものでございます。傘の肉はコルク質で上下2層から成っております。傘の下面の管孔部の表面 は鮮黄色で、管孔は長さ1cm程度、孔口は細かく円形です。柄は直立性ですが、側生、こういうふうに偏ってついている場合と、それから中心についている場合といろい

ろあり、品種によって違っているようでございます。長さは5cm~15cm、黒くて、傘の肉よりも堅いものでございます。霊芝と呼ばれておりまして、鑑賞用あるいは煎じてあるいは粉末にして薬的に用いられている、そういうきのこでございます。通常、広葉樹の立木に生えるというものでございます。 根株あるいは根元に生える、そういう腐朽菌でございます。

最後はむらさきしめじでございます。これもやはり名前が示すとおり紫色を示すきのこでございます。傘は、先ほどご説明したこむらさきしめじに比べると大きくて $6\,\mathrm{cm}\sim10\,\mathrm{cm}$ 、まんじゅう形から開いて平になります。肉は薄紫色ということで、これは緻密でございます。柄の長さは $4\,\mathrm{cm}\sim8\,\mathrm{cm}$ 、基部は主に膨らんでおりまして、中実、中身が詰まっております。しっかりした肉質で食感もあり、鍋物や汁物に利用されるということでございます。先ほど申し上げたこむらさきしめじは畑地とか草地に生えるのに対して、これは雑木林とか竹やぶに生えるというものでございます。時期的にも、先ほど申し上げたこむらさきしめじは夏から秋にかけて生えるのに対し、こちらは $10\,\mathrm{f}\sim11\,\mathrm{f}$ 以降で遅い発生でございます。

以上、ざっと 10 種類の新しく指定されたきのこについてご説明申し上げました。

続きまして、本題でございます重要な形質の変更についてお諮りしたいというふうに思います。

3頁をご覧いただきたいと思います。ご案内のとおり、種苗法では、品種登録を受けるためには、その品種が公然知られた他の品種と「重要な形質」に係る特性の全部又は一部によって明確に区別されることが必要ということでございまして、この重要な形質についてはこの審議会の意見を聞いて、省令で定める区分ごとに定めるということとしております。

それで、この省令で定める区分でございますが、これは大部分のきのこはしいたけ等というところに区分できるわけでございますが、先ほどご説明申し上げたように、はなびらたけにつきましては傘がないということで、非常にしいたけ等とは違っているということで、これはちょっと別の区分とさせていただきたいというふうに考えております。

したがいまして、9種類のきのこはしいたけ等の区分に入れ、そしてはなびらたけ種は はなびらたけという区分を別途設けるということで、それぞれの区分について、次の頁に ありますように重要な形質を定めさせていただきたいと思っております。

次の頁をお願いいたします。

まず、最初のしいたけ等の区分についての重要な形質の変更でございます。基本的には 一から四まで、これはしいたけ等に含まれるきのこ全部について共通的な形質でございま す。

一番目の菌糸の性状、菌さんの形、菌さんの大きさ、菌さんの色、菌さんの厚さ、菌さんの肉質、子実層たくの形状及び子実層たくの色。子実層たくというの は、これはまさに胞子をつくる子実層のつくられる部分でございまして、一般にはひだ状あるいは針状ある

いは管孔状になっているところでございます。

二番目が菌柄の形、菌柄の長さ、菌柄の太さ、菌柄の色及び菌柄の肉質ということでございます。

三番目が子実体の発生時期、子実体の発生型、温度適応性、子実体の発生に要する期間、 それから培地適応性又は原木適応性、これらが三番でございます。

四番が乾物率及び収量性でございまして、今申し上げた一番から四番までは、基本的に すべてのきのこに共通する形質でございます。

それ以外にきぬがさたけ、たまちょれいたけ、とんびまいたけ、ほんしめじ、まんねんたけにありましては、この1号から4号だけでは区別がつかない形質が ございますので、それについては五番で個別に形質をつけ加えております。これは従来からエリンギ等について、そういう決め方をしているものでございます。

そこで写真の方をちょっとご覧いただきたいと思います。まずきぬがさたけでございます。写真の3枚目でございます。栽培状況のところあるいはその下を見ていただきますと、幼菌というのがございます。これがきぬがさたけの特徴でございます。したがいまして、このきぬがさたけにあっては幼菌の大きさ、幼菌の色をつけ加えたいと考えております。もう1つは、ご覧いただいたようにきぬがさたけは菌網というのがございます。マントがございます。この菌網の形、それから菌網の大きさ、菌網の厚さ、これについて品種間の差異があるとされておりますので、これをつけ加えたいと考えております。きぬがさたけにあっては幼菌に係る形質、それから菌網に係る形質をつけ加えたいということでございます。

続きまして4頁目、こむらさきしめじでございます。こむらさきしめじにつきましては、 ご覧いただければわかりますように、普通のきのことほとんど同じで ございますので、特 段新しい形質をつけ加えることなく、先ほど申し上げた一番から四番までの共通の形質に よって十分区別できるというふうに考えておりま す。

参考の5頁目をお開きください。たまちょれいたけでございます。たまちょれいたけは ご説明申し上げましたように、真ん中の左にございますけれども、鱗皮 といううろこ状の 皮みたいなものですけれども、その鱗皮がついているという特徴がございます。したがい まして、鱗皮の付着部位、鱗皮の色、これについて品 種による差があるということでつけ 加えたいというふうに考えております。

あわせて菌柄の菌さんへのつき方、端っこについてるか真ん中についてるかというようなものでございますけれども、上の写真は真ん中についてるようですけれども、一番左下の写真を見ていただきますと、ちょっと偏って下の方に、端っこの方に菌柄がついているというのもうかがわれると思いますけれども、これは品種による差があるというふうに伺っておりますので、菌柄の菌さんへのつき方についても、これは重要な形質としてつけ加えたいというふうに考えております。

6頁目をご覧ください。とんびまいたけでございます。とんびまいたけはまいたけに似

ておりますけれども、この一番下の左側の写真を見ていただきますと、 菌さんに紋様がございます。環紋は輪のような紋でございますけれども、この紋様のつき方が品種によって違うというふうにされておりまして、とんびまいたけ につきましては、これは後で申し上げるほんしめじも一緒でございますが、菌さんの紋様というのを重要な形質としてつけ加えたいというふうに考えております。

続きまして7頁目をご覧いただきたいと思います。におうしめじでございます。大変大きなきのこですけれども、きのこの形あるいはきのこの特徴、形質としては普通のきのことそう変わらない、同じであるということで、これにつきましては一番から四番までの共通的な形質で品種の区別が可能であるというふうに考えております。

続きまして8頁目をご覧ください。ぶなはりたけでございます。ぶなはりたけにつきましても、この針の形状に特徴は確かにあるわけでございますが、針そのものが子実層たくでございますので、この子実層たくの胞子を出すところでございますけれども、1つ目の項目の子実層たくの形状というところでこの針の特徴については読めると、区別できるということでございまして、これについては特段新しい形質を追加しなくても区別は可能であるというふうに考えております。

続きまして9枚目をお願いいたします。ほんしめじでございます。ほんしめじもこの真ん中の左の写真を見ていただきますと、菌さんに紋様があります。細かい紋様ですけれどもかすり模様のこの濃淡が品種によって異なるというふうにされておりまして、細かい模様ですけれども、これが先ほどのとんびまいたけと同じように菌さんの紋様というのが品種ごとに違うということで、これについて重要な形質につけ加えさせていただきたいと考えております。

続きまして 10 枚目でございます。まんねんたけは栽培状況あるいはその子実体を見ていただければわかりますが、子実体が1つのこともあれば真ん中の左の 写真のように菌さんが2つついてる場合もある、1つの場合も2つの場合もあるということで、これは菌さんの多少が品種によって違うというふうにされております。それからもう1つは、菌柄の菌さんへのつき方、側生、端っこについてるのか、偏心生と書いてありますが、横についてるかあるいは真ん中についてる中心生か等々、菌柄の菌さんへのつき方が品種によって異なるというふうにされておりますので、これにつきましても、まんねんたけにあっては重要な形質というふうにつけ加えたいと考えております。

続きましてむらさきしめじ、11 枚目でございますが、これはご覧いただければ普通のきのこと見たところほとんど違いはないということで、これは一番から四番までの共通的な 形質で品種の区別が可能であるというふうに考えております。

以上がしいたけ等に係る重要な形質の変更でございます。

続きまして、本文の方の次の頁をご覧いただきたいと思います。はなびらたけという区分についての新しく定める重要な形質でございます。何度も申し上げて おりますが、はなびらたけは菌さんがないということと、それから菌柄に枝がつくという2つの大きな特徴

がございますので、それを含めた形で重要な形質を定めております。一番は菌糸の性状及び子実体の大きさ、これは子実体全体の大きさといふうに考えております。菌さんがありませんので子実体全体の大きさが品種によって大きなものとそうでないものとがあるということでございます。

それから、二番目は菌柄の色、厚さ、菌柄の肉質、ここまでが菌柄についての形質で、この真ん中の左手の写真を見ていただきますと、菌柄というのはこの根 元の部分でして、その根元の部分から菌柄の枝と書いてある、枝が出るということでございます。その右側に断面がありますけれども、菌柄の部分と、それから 菌柄から出ている菌柄の枝という部分を見ているということでございます。まず菌柄の枝、厚さ、肉質、続きましてその菌柄の枝の多少、菌柄の枝の形、菌柄の 枝の色、菌柄の枝の厚さ、それから菌柄の枝の肉質、これらでもって品種を区別していこうということでございます。

それから三番目は、共通的でございますが、子実体の発生型、温度適応性、子実体の発生に要する期間、それから培地適応性です。

四番目も共通的でございますが、乾物率及び収量性ということでございます。

はなびらたけはこういう格好で共通的なもの、それからはなびらたけに特徴的なものを あわせて新しく重要な形質を定めたいというふうに考えております。

以上、簡単でございますが、ご説明させていただきます。

o分科会会長 ありがとうございました。

ただいまの審査室長のご説明にもし補足がございましたら、恐縮ですけれどもoo委員、何かございますでしょうか。

- ○臨時委員 特にございません。
- o分科会会長 その他の方から何か特別にございませんか。

それでは、ただいまの事務局の説明につきまして、皆様のご審議をちょうだいしたいと存じます。ご案内のように、この品種の区別性を判定する上でこの重要 な形質というのは極めて重要なものでございますので、今回しいたけ等と別に新たにまた、はなびらたけという、そういう区分も設けるということでございま す。

ご意見をいただければと存じます。どの点からでも構いません。

お願いいたします、00委員。

○臨時委員 きのこの素人ですけれども、ここに上がっている形質というのは形態的、生態的な形質も一応入っているんですけれども、ちょっと気になるのは、 きのこといったときに成分が頭に浮かびます。例えば、健康食品としての特殊な成分が健康にいいのではないかとか、それから味だとかにおいというものの分析 方法もガスクロ等を使ってかなり客観的に区別ができるようになっていると思うんです。

お聞きしたいのは、今後こういう成分ということをターゲットにして出願が出てくる可能性がないかどうかということなんですけれども。

o分科会会長 お願いいたします。

○審査室長 確かにおっしゃるとおり、最近は健康志向の高まりの中で、きのこの成分に注目が集まっております。けれども、現段階においてはっきりしたデー タというのがなかなかない状況でございまして、今後研究が進んでその成分がはっきりして、そのデータも集まって、それが重要な形質ということになれば、そ の時点でまたこの審議会でお諮りをして重要な形質に加えていくというような方向でお願いしたいと思っております。

- ○臨時委員 わかりました。
- o分科会会長 ほかにはいかがでございましょうか。

00委員。

○臨時委員 私も本当にきのこのことなんか素人なんですけれども、今ご議論されているような品種の違いというようなお話ですけれども、一番最後にあるひら たけ、ほんしめじというのは、これは種名ですよね。品種名というのは、一応登録の場合は何かつけるのでしょうか。花とか草花にはちゃんと品種名がついてい ますけれども、確かに末端まで品種名を知らしめる必要はないんですけれども、登録する場合は何か記号とか、それとも品種名があるのか、ちょっとお聞きした いんです。

o分科会会長 お願いします。

○審査室長 もちろん他の植物と同じように品種名というのはございます。それぞれきのこについて品種名というのはございます。おっしゃったように、ちょっと他の植物と違うのは、扱っている方がきのこ生産者に限られるものですから、一般の品種名称のような名称よりはむしろ何々何号とか、そういう格好での品種名、会社名プラス、会社のイニシャルみたいなものプラス何々何号、何々菌何号というような格好での名称が多いわけです。一般にはあまり聞かれていないと思いますけれども、きのこの生産者はその品種によって種菌を買っているという状況でございます。

○臨時委員 それから、今いろいろな形質の違いを説明いただきましたけれども、素人考えなんですけれども、こういうのは環境条件とか栄養条件による違いで出てくるかどうかというのは、もちろんお調べになった上での区別ですよね。

○分科会会長 どうぞ。

○審査室長 今回の重要な形質の見直しに際しましては、まず私どものきのこ担当の審査官が原案をつくりまして、実際にそのきのこを研究されている方あるい は品種開発をされている方等々の専門家に、その形質が、おっしゃったように環境に左右されるかどうか、遺伝的に安定したものかどうか等々よく伺って、最終 的には○○委員にもご相談を申し上げたわけでございますけれども、そういう格好で形質として安定している、遺伝的に安定している、あるいは環境条件に大き く左右されないというようなことを確認した上で今回ご提案申し上げております。

- ○臨時委員 わかりました。
- o分科会会長 よろしゅうございますか。

ほかにはいかがでございましょうか。

00委員、お願いいたします。

○委員 今のご質問の関連なんですが、私も全く素人でわからないんですが、栽培条件で、自然のものと比べると栽培すると全く形が変わってきますよね。いろ いろな栽培の仕方が多分これから出てくるんだと思うんです。そういう場合に、例えば、葉柄の長さとか形、色とかかおり、そういうものが変わってくるのでは ないかという気がするんです。そういう場に、今の形質でいいのかどうかというのがちょっとよくわからないんです。

o分科会会長 お願いします。

○審査室長 今回、この重要な形質というのをお認めいただければ、次にまたそのきのこの 専門家に集まっていただきまして、具体的には審査基準を設けて、その基準に基づいて審 査をしてまいることになると思いますが、その審査基準をつくる際には、おっしゃったよ うなそういう混乱が生じないように一定の栽培の仕 方、一定の条件を決めて、その条件の もとで栽培したときにどういう形質が出るかということで区別性をつけていくというよう なことをしております。

o分科会会長 よろしゅうございますか。

ほかにはいかがでございましょうか。

00委員、お願いいたします。

○臨時委員 品種の言ってみれば色々なものを特定するというのは非常によくわかるんですけれども、ちょっと伺いたいのは、このきのこみたいな種類というの は栽培の仕方、これ全部人工栽培でわかっているやつですよね。その栽培をするときの、最初に栽培法を確立したというか、そういう人たちがいらっしゃるわけ でしょう。それはそれでまた知的財産権があるんだろうと思うんですけれども、きょうの話と直接関係ないんですけれども、ここの兼ね合いみたいなことはどう なっているんでしょうか。

○分科会会長 お願いします。

○審査室長 ご指摘のとおり、そういう栽培法まで、あるいは菌株まで含めて、例えば、特許をとられている例というのもきのこの場合は少なからずございま す。今回出てきているものにつきましては、栽培法自体が完全に特許を取られてしまっているというようなことは特に聞いてございませんので、そこのところ は、今回出ているきのこについては大丈夫ではないかというふうに考えております。

- o分科会会長 oo委員、よろしゅうございますか。
- ○臨時委員 もう1つお聞きします。
- o分科会会長 はい、どうぞ。
- ○臨時委員 この栽培の仕方はそれでいいんですけれども、栽培法も確立してこれから生産 して世の中にどんどん出て行きそうだぞということで話になったんだ と思いますけれど も、素人として知りたいのは、こういうのが今後どんどん広がっていくような状況になっ ているのかどうか。
- o分科会会長 いかがでしょうか。

○審査室長 実は今回、この政令できのこを追加するに際しまして、業界等に調査をかけた といいますか、どういうきのこを今栽培していますか、あるいは研究 していますかという ことを問い合わせをして決めております。そのときに、確かにまだ幾つか研究に取りかか っているきのこというのがございます。ただ、それ がこれをはるかに上回る数ということ にはなっておりませんで、ようやく栽培法が見つかったとか、研究している最中とか、品 種開発にもようやく着手している 段階とか、あるいはまだ着手できていない段階とか、そ ういうことでございまして、ここしばらく急激にきのこの指定がふえるということは、現 段階ではちょっ と考えられないというふうに思っております。

o分科会会長 ほかにはいかがでございましょうか。

はい、どうぞ。

○臨時委員 今の○○さんのお話の件ですけれども、やはりまだこれからも幾つかは出てくると思います。でも、今回上がったきのこというのは、多分 10 何年 前から農水省でかなり予算を出して、試験の中で上がってきたきのこが多いと私は考えてます。ですから、比較的新しいものですけれども、その中で進んだもの が出てきているというものだと思いますので、今後また出てくる可能性はあると思います。例えば、まだ栽培法はできておりませんけれども、おおしろありたけ とか、ああいうのは非常に皆さん興味を持ってやっていますから、今後出てくる可能性十分あると思いますし、いろいろなきのこがまだあると思います。

以上です。

o分科会会長 ありがとうございました。

00委員、お願いします。

○臨時委員 しいたけなんかを会社から菌を買ってきて、それを農家の方がずっとそのまま使っていると、何か変わってきてしまうというのをお聞きしたことが あるんですが、そうなると主要な形質が変わってくる、どういうことなのかよくわからないんですが、例えば変わってきて、だから何年に1回には必ず買いかえ てくださいよというようなことなのかと思うんですけれども、どうなんですか。

○分科会会長 どうぞ。

○臨時委員 きのこ類は、一般にかなり変異しやすいものが多いです。ですから、気をつけないと栽培の性質が、種菌の増殖方法を間違えますと全然出なくなっ てしまうということがしばしばあります。特にえのきたけとかなめことか、そういうものでしょっちゅうトラブルを起こしてます。ですから、種菌を扱うのによ ほど注意してやらないと大変経済的な損失を被るという可能性が非常に多いものだと思います。

○臨時委員 その場合は、品種が変わったと考えるしかないんですよね。

○臨時委員 実質上そういう品種は使えませんから、変わったものはですね。それと、それが安定しているかどうかということは必ずしも言えませんから、もと のものが変わってしまったということになるんだと思います。それを変わった品種として特に売り出すという

ことはまず不可能です。

- ○分科会会長 事務局、お願いします。
- ○審査室長 少し補足させていただきますけれども、もとの品種が変わってしまってもとの 特性を維持できなくなった場合は、これは私どもの立場としては登録を取り消すというこ とにならざるを得ないと思います。
- ○分科会会長 今回の検討を求められている重要な形質として上げられたところについては、品種としての区別性を十分、個で見ることができる。しかも、ここ は今ご懸念のようなことがある、そういう形質になっているんですか。それともそこは考えなくてもよろしいということなんでしょうか。
- ○審査室長 私どもがそのきのこを栽培されている、あるいは品種育成をされているという方に伺っている限りにおいては、比較的安定している形質だというふうに伺っております。○分科会会長 安定しているということですね。
 - いかがでございましょうか。ご意見ございませんでしょうか。質問でも構いませんし。 どうぞ、oo委員。
- ○臨時委員 第3回種苗分科会で報告があった熊本のイグサの件、逆輸入されたとかございましたよね。このきのこに関して、そういう品種の同定というか、何かそういう方法がある程度確立されているんですか。例えばDNAでやるとか、形態的以外に。まだそこまでは......。
- o分科会会長 では、oo委員、お願いいたします。
- ○臨時委員 従来よくやられているのは、対峙培養と言いまして、菌同士が接触しますとお 互いに嫌触反応といいますか、お互いに嫌うような反応が出てくるんです。それがかなり 鋭敏でして、しいたけとか何かでは基本的にはそういうもので区別することは可能です。

それから、もちろんこのごろはDNAの技術が発達してきてますから、DNAとかあるいは場合によってはアイソザイムなんかでも識別することはもちろん可能です。

- ○臨時委員 追加質問ですがいいですか。
- o分科会会長 はい、お願いします。oo委員。
- o臨時委員 入ってくるときに問題を起こした事例はあるんですか。
- ○臨時委員 それは事務局の方でお答えいただいた方がいいのではないかと思いますが。
- ○分科会会長では、事務局でお願いします。
- ○審査室長 私ども、品種登録あるいは審査の立場から申し上げますと、私どもが直接それを扱っているという事例は今までございません。
- o分科会会長 よろしいですか。

はい、どうぞ、oo委員、お願いいたします。

○委員 もしかしたら質問の内容がピントがずれているかもしれないんですけれども、種菌 のこととかおっしゃっていましたけれども、例えばきのこをふやすときに胞子で種菌とし てふやす、胞子でふやすということは同じであると考えてよろしいんですか。 ○臨時委員 胞子も無性胞子と有性胞子がございますが、有性胞子の方はもちろんできるたびに遺伝子型が変わりますから、それは維持できません。ですから、種菌といって維持する場合には菌糸を培養したものをふやして使うというのが基本です。

○委員 はい、わかりました。そうすると、この重要な形質の中に、一番に菌糸の性状というのがありますけれども、それは無性胞子から成長してきた菌糸の性状であるというふうに考えていいということなんでしょうか。

○臨時委員 いえ、無性胞子も余り使いません。無性胞子そのものもまた変異のもとになる というデータもございますので、むしろ菌糸をそのまま植え次いで、それでふやすという のが基本だと思います。

o委員 はい、わかりました。ありがとうございます。

○分科会会長 よろしゅうございますか。

お話を伺っておりますと、重要な形質の安定性に関していろいろご懸念もあるようでございますし、恐らく事務局としてはこの指定を我々が認めたとしても、 こういった形質でいいのかどうかということを今後とも継続的にかなりご注意していただくということは必要なのではないかと思います。

皆さんいかがでございましょうか。もし、まだご質問等ございましたらお受けいたしますけれども、ご異議がないようであれば、先ほど事務局の説明のあった 重要な形質の案でございますけれども、これを答申の中に盛り込む形にさせていただこうかと思っております。いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

○分科会会長 ご異議ございませんでしょうか。

それでは、島村宜伸農林水産大臣にあてまして、農業資材審議会会長名で次のような答申をするというふうに考えております。

タイトルとしましては、「種苗法第2条第6項の規定による重要な形質の指定について (答申)」といたしまして、平成16年11月17日付け16生産第4642号をもって諮問のあった標記の件については、妥当であると認める。こういうことでさせていただこうと思いますけれども、皆様いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

○分科会会長 それでは、そのように進めさせていただきます。

本審議会といたしまして、関連する事項として、何か委員の方におかれましてございますでしょうか。あるいは事務局から懇談会の前に、本審議会の中で何か議論しておくようなことはございますでしょうか。

よろしいですか。委員の方もよろしゅうございますね。

それでは、農業資材審議会種苗分科会の本日の議事については終了させていただきます。